

令和5年11月22日

第20回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第 20 回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和 5 年 11 月 22 日 (水) 午後 3 時
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- (1) 議案第33号 令和 5 年度教育費補正予算について…………… 1
- (2) 議案第34号 倉吉市立成徳小学校の新たな校名の決定について…………… 2
- (3) 議案第35号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について…… 3
- (4) 議案第36号 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の
校区に関する規則の一部改正について…………… 6
- (5) 議案第37号 倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会
事務局等組織規則の一部改正について…………… 10

5 協 議

- (1) 令和 5 年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について…………… 13

6 教育長報告

7 報告事項 各課報告 (別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第 33 号

令和 5 年度教育費補正予算について

次のとおり、令和 5 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 22 日提出

倉吉市長 広田 一恭

議案第34号

倉吉市立成徳小学校の新たな校名の決定について

令和6年4月1日から倉吉市立成徳小学校の新たな校名を倉吉市立打吹小学校に決定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和5年11月22日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第35号

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年11月22日提出

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

【改正理由】

倉吉市立小学校に関し、令和6年4月1日から、成徳小学校の名称を打吹小学校に変更するよう、倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市立成徳小学校の名称を倉吉市立打吹小学校に改めることとした。 (第2条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

倉吉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(倉吉市立小学校の設置)</p> <p>第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市立打吹小学校</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<u>倉吉市立打吹小学校</u>	略	略		<p>(倉吉市立小学校の設置)</p> <p>第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市立成徳小学校</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略	略	
名称	位置																
略																	
<u>倉吉市立打吹小学校</u>	略																
略																	
名称	位置																
略																	
<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略																
略																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 36 号

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正について、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正
について

【改正理由】

成徳小学校の校名変更に伴い、関係する倉吉市立中学校の校区を定め、及び公印を整備するよう関係規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会公印規則の一部改正 第1条関係
成徳小学校に関する公印を打吹小学校で必要な公印に改めることとした。 (別表第2関係)
- 2 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正 第2条関係
倉吉市立成徳小学校に関する校区を倉吉市立打吹小学校の校区に改めることとした。
(別表関係)
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 附則関係

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則

(倉吉市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会公印規則(昭和44年倉吉市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第2(第3条関係)							別表第2(第3条関係)								
公印の名称	形式	書体	寸法(ミリメートル)	使用区分	印材	個数	備考	公印の名称	形式	書体	寸法(ミリメートル)	使用区分	印材	個数	備考
略								略							
<u>倉吉市立打吹小学校の印</u>	鳥取県倉吉市立打吹小学校印	略						<u>倉吉市立成徳小学校の印</u>	鳥取県倉吉市成徳小学校印	略					
<u>倉吉市立打吹小学校長の印</u>	鳥取県倉吉市立打吹小学校長之印							<u>倉吉市立成徳小学校長の印</u>	鳥取県倉吉市成徳小学校長之印						
略								略							
<u>倉吉市立打吹小学校長職務代理者の印</u>	倉吉市立打吹小学校長職務代理者之印	略						<u>倉吉市立成徳小学校長職務代理者の印</u>	倉吉市立成徳小学校長職務代理者之印	略					
略								略							

(倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則(昭和54年倉吉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
学校名	校区	学校名	校区
略		略	
<u>倉吉市立打吹小学校</u>	略	<u>倉吉市立成徳小学校</u>	略
略		略	

倉吉市立東 中学校	吉市立上灘小学校区 <u>倉吉市立打吹小学校区</u> 倉吉市立社小学校区のうち上 神 寺谷 大谷茶屋 和田 和田東町 馬場町 倉吉市立明倫小学校区
略	

倉吉市立東 中学校	倉吉市立上灘小学校区 <u>倉吉市立成徳小学校区</u> 倉吉市立社小学校区のうち上 神 寺谷 大谷茶屋 和田 和田東町 馬場町 倉吉市立明倫小学校区
略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 37 号

倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局等組織規則の
一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

【改正理由】

市立小中学校において現に永年として保管して管理すべき表簿があるため、これについて規定するよう倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- | | | |
|---|--|-------------------|
| 1 | 倉吉市小学校及び中学校管理規則の一部改正
一部の表簿の保存期間を改めることとした。 | 第1条関係
(第30条関係) |
| 2 | その他所要の改正を行うこととした。 | |
| 3 | この規則は、公布の日から施行することとした。 | 附則関係 |

倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

(倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表簿の管理)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の表簿中第1号から<u>第3号までに掲げるもの</u>については永年、第4号に掲げるものについては20年間、第5号から第10号までに掲げるものについては5年間、第11号の表簿については1年間、第12号及び第13号に掲げるものについては別に定める期間これを保存しなければならない。</p>	<p>(表簿の管理)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の表簿中第1号から<u>第4号までに掲げるもの</u>については20年間、第5号から第10号までに掲げるものについては5年間、第11号の表簿については1年間、第12号及び第13号に掲げるものについては別に定める期間これを保存しなければならない。</p>

(倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用規定)</p> <p>第25条 事務局及び教育機関の文書の取扱いについては、<u>別に定めるもののほか</u>、倉吉市文書取扱規程（平成19年倉吉市訓令第8号）の例による。</p> <p>2 略</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第25条 事務局及び教育機関の文書の取扱いについては、倉吉市文書取扱規程（平成19年倉吉市訓令第8号）の例による。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度末倉吉市学校教職員人事異動方針

本市学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、次の方針により人事異動を行う。

- 1 年齢や性別等にとらわれることなく、幅広く多様な経験を有し、優れた識見と指導力を備えた人材の管理職登用に努める。
- 2 地域間、学校間の格差が生じないよう教職員の適正な配置に努める。
- 3 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 4 特別支援教育、特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 5 各学校長の意見具申を尊重して、県教育委員会への人事異動内申を行う。
- 6 加配については、本年度の取組の成果を加味し配置を行う。

倉吉市教育委員会